

平成 26 年 12 月 25 日

子ども・子育て支援新制度の給付施設・事業の保育料について

1 趣旨

子ども・子育て支援新制度の施行に向け、新制度の対象となる特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担(保育料)を定めた世田谷区保育料条例及び世田谷区立幼稚園保育料条例が世田谷区議会で議決されたので、報告する。

2 国の考え方及び区の対応

	国の考え方	区の対応
応能負担の原則	<p>国の定める利用者負担額を上限として、区市町村が子どもの保護者の世帯の所得状況(住民税所得割課税額)その他の事情を勘案して定める。</p>	<p>1号認定は、一律の負担に対する減免・補助等による低所得者対応から、国の階層区分を踏まえた応能負担に変更する。</p> <p>2号・3号認定は、国の階層区分及び現行の細分化した所得階層区分を踏まえ、現行の所得税額を基本とする所得階層区分から、住民税所得割課税額を基本とする階層区分に変更する。</p>
利用者負担の水準・保育料の設定	<p>国の定める利用者負担は、国庫負担金・都道府県負担金の清算基準であり、現行の私立施設の保育料算定を基礎としている。</p> <p>現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度とし実施主体である区市町村が定める。</p> <p>認定にあたっては、1号認定を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮した。また、2号・3号認定を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料の設定を考慮した。</p> <p>保育短時間認定を受けた子どもの保育料は、保育標準時間認定を受けた子どもの 1.7%を基本に設定する。</p> <p>1号から3号認定区分それぞれにおいて、施設・事業の種類を問わず同一の水準としているが、公立幼稚園利用者負担水準を踏まえつつ、新制度への円滑な移行のための観点や、公立施設の役割・意義、幼保・公私間のバランス等を考慮し判断すべきものとする。</p>	<p>区は国庫負担金・都道府県負担金の清算基準の位置づけとなる国の水準を踏まえ設定する。</p> <p>1号認定子どもの保育料については、幼児教育を受ける子どもの公平性を確保する観点から、国の所得階層区分・上限額を踏まえるとともに、現行の私立幼稚園の保育料と負担軽減の水準を基に、階層区分及び保育料を定める。</p> <p>区立幼稚園については、新制度への円滑な移行の観点から現行水準を限度とする。</p> <p>2号・3号認定子どもの保育料については、昨年7月に平均9%の引き上げを行ったことから、保育料及び年齢区分については現行水準を継続する。</p> <p>保育短時間認定を受けた子どもの保育料については、国の考え方に同じ。</p> <p>区立保育園の延長保育料及び区立幼稚園の預かり保育料については、現行水準とする。私立保育園、認定こども園及び地域型保育事業については国の考え方及び区立保育園の水準を踏まえた額とする。</p>

入園料	<p>入園料については、基本的に保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考えられるものであり、新制度では、教育・保育に要する費用の対価として利用者に負担を求める費用は、原則として所得段階に応じて市町村が定める利用者負担額を毎月徴収することにより賄うことを基本とする。</p>	<p>区立幼稚園の入園料については、国の考え方を踏まえ、廃止する。</p>
控除の取扱	<p>現在行っている旧年少扶養控除に係る再算定は新制度では行わないこととする。</p> <p>ただし、市町村の判断により既に入園しているものが卒園するまでの間に限り、現行と同様の取扱による所得階層認定を可能とする。</p>	<p>国の考え方に同じ。</p> <p>ただし、認可保育園の在園児（2号・3号認定子ども）に限り、当面、旧年少扶養控除に係る再算定を継続する。</p>
多子軽減措置	<p>1号認定子どもについては、小学校3年生までの範囲において最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが幼稚園、認定こども園を利用している場合、第2子半額、第3子以降は無料とする。</p> <p>2号・3号認定子どもについては、小学校就学前の範囲において最年長の子どもから順に2人目以降の子どもが保育所、認定こども園等を利用している場合、第2子半額、第3子以降は無料とする。</p>	<p>国の考え方に同じ。</p>
保育料切替	<p>利用者負担に係る所得階層認定の運用にあたっては、直近の所得の状況を反映させる観点から、市町村民税の賦課に併せて年度途中（9月）で切り替えることとする。</p>	<p>国の考え方に同じ。</p>

3 条例について

別紙1及び2のとおり